

「医療等 ID 運用に向けた諸課題検討委員会」

(プロジェクト委員会)

○医療等 ID の実運用に向けた環境整備の主なものとして、

1. 医療等 ID の保護のあり方

2. 医療等 ID を流通させる安全なネットワーク

が挙げられる。

○その中でも特に注力して議論を行わなければならない点が、「2. 医療等 ID を流通させる安全なネットワーク」の構築である。

○そこで、今期プロジェクト委員会として表題の委員会を立ち上げ、医療等 ID の構築、実運用に際し絶対的に必要となる医療等分野専用ネットワークに関する議論を日本医師会主導で、各省庁も議論に参加いただく形で行うこととしたい。

○具体的な委員構成に関しては、前期の「医療分野等 ID 導入に関する検討委員会」に出席いただいた委員とする。

また、関係省庁に関しても厚生労働省のみならず内閣官房、総務省、経済産業省等からオブザーバーとして出席をいただく。

医療等 ID 運用に向けた諸課題検討委員会（プロジェクト）
委員

大道 道大	日本病院会副会長
大山 永昭	東京工業大学科学技術創成研究院社会情報流通基盤研究センター教授
金子 郁容	慶應義塾大学 SFC 研究所主席所員／慶應義塾大学名誉教授
杉山 茂夫	日本歯科医師会常務理事
田尻 泰典	日本薬剤師会副会長
山本 隆一	医療情報システム開発センター理事長／自治医科大学客員教授

（委員 計 6 名）

担当役員：【担当副会長】松原 謙二

【主担当常任理事】石川 広己

【副担当常任理事】羽鳥 裕、松本 吉郎

担当事務局：情報システム課

オブザーバー：内閣官房、厚生労働省、総務省、経済産業省

平成 28 年 8 月 24 日
事 務 連 絡

各 (別記 関係団体) 殿

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」
に関するQ&Aについて

平成28年3月31日付けで「電子処方せんの運用ガイドラインの策定について」(医政発 0331 第 31 号・薬生発 0331 第 11 号・保発 0331 第 27 号・政社発 0331 第 2 号)により「電子処方せんの運用ガイドライン」が発出されたことを踏まえ、同ガイドラインに関連する部分を改定した、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」を策定したところです。

今般、「電子処方せんの運用ガイドライン」の策定に伴い、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 2版」に関するQ&Aについて、別添のQ&Aを追加した上で、別紙のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」に関するQ&Aを策定しましたので、内容を御了知の上、貴会員等関係者に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」に関するQ&Aについては厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添えます。

Q-29

医療情報を交換する「オープンなネットワーク接続」として SSL/TLS を用いることは可能か。

「電子処方せんの運用ガイドライン」では、ASP サービスを用いた仕組みとして、Web サービス利用時における SSL/TLS 接続について詳細に記載されているが、その他のインターネットを介した医療情報システムへの SSL/TLS 接続について遵守すべき事項はあるか？

- A 昨今、SSL/TLS についてプロトコルやソフトウェアの脆弱性をついた攻撃の報告が相次いでおり、SSL/TLS を用いても、適切に利用しなければ安全性を確保できません。

従って「電子処方せんの運用ガイドライン」と同等の対応が必要です。

例えば IPsec による VPN 接続等によるセキュリティの担保を行わず、インターネット等のオープンなネットワークを介し、HTTPS を用いて医療情報システムに接続する場合は、SSL/TLS のプロトコルバージョンを TLS 1.2 のみに限定した上で、クライアント証明書を利用した TLS クライアント認証を実施してください。

その際、TLS の設定はサーバ/クライアントともに、「SSL/TLS 暗号設定ガイドライン」（作成：CRYPTREC、発行：独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター）に規定される最も安全性水準の高い「高セキュリティ型」に準じた適切な設定が必要です。

また、いわゆる SSL-VPN は偽サーバへの対策が不十分なものが多く、医療情報システムでは原則として使用すべきではありません。

「医療等分野専用ネットワーク」 の実現に向けて（案）

日本医師会

1. 「医療等分野専用ネットワーク」の目的および基本コンセプト

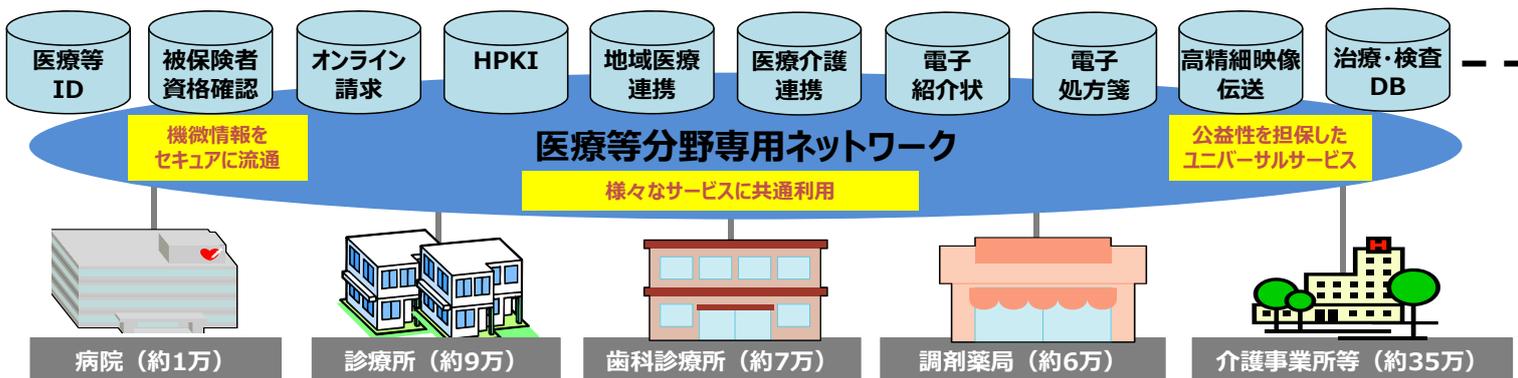
- 医療等分野においては、従来より目的別・地域別にネットワークが構築されてきた※1が、今後見込まれる様々なサービス※2の普及に向けては、共通利用できる高度なセキュリティが確保された公的広域ネットワークが求められている。
※1 地域医療連携、医療介護連携、遠隔医療等、全国200以上の独自ネットワークが存在
※2 医療等ID、被保険者資格確認、オンライン請求、HPKI、地域医療連携、医療介護連携、電子紹介状、電子処方箋、高精細映像伝送、治療・検査DB等
- 上記を踏まえ、医療サービスの充実と社会保障費の適正化を目指すうえで、「医療等分野専用ネットワーク」の構築が必要。まずは、実用化に向けたパイロット事業を行い、技術検証および運用ルール策定を行うことが望ましい。

<医療等分野のネットワークにおける現状の課題>

- 地域医療連携、医療介護連携、電子紹介状、電子処方箋、治療・検査DB等、機微な情報を扱う様々な医療等のサービスを共通利用するための高度なセキュリティが確保されたネットワークが存在しない。
- 医療等ID、被保険者資格確認、HPKIの普及に向け、悉皆性のある公的全国ネットワークが必要。

<解決の方向性（医療等分野専用ネットワークの基本コンセプト）>

- 厳格な機関認証を受けた医療機関等、ならびに接続要件を満たしたサービス提供事業者のみが接続する、セキュリティが確保された医療等分野に閉じたネットワーク
- 医療等分野におけるサービスの共通利用が可能な、全体最適化されたネットワーク
- 公益性を担保し、全国をカバーする、ユニバーサルサービス



2. 「医療等分野専用ネットワーク」実現に向けた要求要件と検討課題

- 実用化に向けては、技術課題として、「機関認証方式」、「IPv6対応」、「様々なアクセス方式への対応」、「既存ネットワーク（地域医療連携等）との相互接続」等の実証が必要。
- また、運用課題として、「審査・監査ルール」、「セキュリティ運用」、「開通・運用オペレーション設計」等の実証が必要。

基本コンセプト	要求要件※1	検討課題	
セキュアな医療等の分野専用に向けたネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> • 最大60万の医療機関等、およびサービス事業者を厳格に機関認証すること • 必要な機関に必要な情報のみを確実に流通すること 	技術	<ul style="list-style-type: none"> • 機関認証方式 • IPv6対応（IPv6ネイティブ対応、IPv4-IPv6トランスレータ機能など） • アクセス制御、可用性確保
		運用	<ul style="list-style-type: none"> • 審査・監査ルール • セキュリティ運用
サービスの共通利用が可能な全体最適化されたネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> • 医療機関等が必要なサービスを共通利用できること • 既存のネットワークを活用できること • 将来のサービスの拡張、利用機関の拡大に柔軟に対応できること • 医療機関等間で用途（地域医療連携、同一法人病院、カンファレンス等）に応じたVPNを構築できること 	技術	<ul style="list-style-type: none"> • 既存地域医療連携ネットワーク等の相互接続（異なるネットワーク方式への対応） • 既存レセプトオンラインネットワーク（医療・介護）の相互接続拡張性を確保したネットワーク設計 • 機関認証のしくみを利用したVPN構築 • 優先制御、帯域制御
		運用	<ul style="list-style-type: none"> • 開通・運用オペレーション • ネットワーク接続要件（拠点、および事業者） • 利用シーン、サービスの範囲 • 拠点展開、サービス（機能）の提供計画 • 実現ステップ計画
公益性を担保し全国をカバーするユニバーサルサービス	<ul style="list-style-type: none"> • 公益性を担保すること • 日本国内の全ての医療機関等が接続できること 	技術	<ul style="list-style-type: none"> • 様々なアクセス方式（広域イーサ、IP-VPN、TLS、IPsec+IKE）への対応
		運用	<ul style="list-style-type: none"> • 事業主体、提供スキーム

※1「医療等分野専用ネットワーク」特有の主な要件を記述

3. 実現に向けた検証項目の具体的な構成イメージ（ファーストステップのイメージ）

- 前項検討事項に対し、パイロット事業を行い、技術検証および運用ルール策定を行う。
- 具体構成として、エリアを限定した医療等分野専用ネットワーク基盤を構築し、病院、診療所、薬局、介護施設等を接続。また、既存地域医療連携ネットワーク、オンライン請求ネットワークと相互接続。
- 接続するサービスは、当面は現存する下記6つを想定。
①地域医療連携 ②医療介護連携、③HPKI、④高精細映像伝送、⑤インターネット接続、⑥オンライン請求

